

## 一般社団法人地域医療機能推進学会理事会規則第9条に定める部会運営要綱

### (目的)

第1条 院長部会、事務部会、看護部会、薬剤部会、放射線部会、臨床検査部会、リハビリ部会、栄養部会、臨床工学部会及びソーシャルワーカー部会は、一般社団法人地域医療機能推進学会（以下、「当法人」という。）の各種事業が円滑に行われることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、各部会は「部会会則」を定め、部会員の資質及び専門性の向上等を図るとともに、会員相互の親睦を図ることとする。

### (部会員)

第2条 各部会員は、次のとおりとする。

(1) 院長部会員は、JCHO病院の院長とする。

(2) 事務部会員は、JCHO本部地区事務所の統括部長及び病院の事務部長並びに事務長とする。

(3) 看護部会員は、JCHO本部地区事務所の看護専門職及び病院の看護部長とする。

(4) 薬剤部会員は、JCHO本部地区事務所の薬事専門職及び病院の薬剤部長とする。

(5) 放射線部会員は、JCHO本部地区事務所の診療放射線専門職及び病院の診療放射線技師長とする。

(6) 臨床検査部会員は、JCHO本部地区事務所の臨床検査専門職及び病院の臨床検査技師長とする。

(7) リハビリ部会は、JCHO本部地区事務所の理学・作業療法専門職及び病院のリハビリテーション技士長とする。

(8) 栄養部会員は、JCHO本部地区事務所の栄養専門職及び病院の栄養管理室長とする。

(9) 臨床工学部会員は、JCHO病院の臨床工学技士長とする。

(10) ソーシャルワーカー部会員は、JCHO病院等のソーシャルワーカー（医療社会事業専門員）とする。

2 「部会会則」において、部会長が承認したJCHO病院等に勤務する者。

### (組織)

第3条 各部会は、次項に定める地区ごとに分科会長及び分科会長補佐役2名を置く。

2 分科会を置く地区は以下のとおりとする。

北海道東北

関東

東海北陸

近畿四国

九州

3 分科会長及び分科会長補佐役は、理事長が指名する。

(役員)

第4条 各部会には、次の役員を置く。

(1) 本部役員

分科会長の中から理事長が指名する次の者。

部会長 1名

副部会長 2名

執行委員 2名

(2) 地区組織役員

第3条第3項において指名された者。

分科会長 1名

分科会長補佐役 2名

(3) 「部会会則」において、部会長が任命した担当役員。

(事務局)

第5条 各部会の事務局は、部会長が所属するJCHO病院に置く。

(役員職務)

第6条 本部役員は次の職務を行う。

(1) 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

(2) 副部会長は当法人の各種事業及び「部会会則」に定める事業の責任者としてその会務を行う。

部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指定した順序によって副部会長がこれを代行する。

(3) 執行委員は副部会長を補佐する。

2 地区組織役員は次の職務を行う。

(1) 分科会長は当該地区を代表し、当法人の各種事業及び「部会会則」に定める事業の責任者としてその職務を行う。

(2) 分科会長補佐役は責任者である分科会長を補佐する。

3 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 任期途中で交替した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員を選任)

第8条 部会長、副部会長、執行委員は、第3条第3項において指名された者の中から理事長が指名する。

(部会総会)

第9条 部会総会は、各部会の部会員のすべてをもって構成する。

- 2 部会総会は、定時部会総会及び臨時部会総会とする。定時部会総会は年1回開催するほか、部会長が必要と認めたときに臨時部会総会を開催することができる。
- 3 部会総会は、部会長が招集する。
- 4 部会総会の議長は、部会長とする。
- 5 部会総会は、部会員の過半数の出席がなければ開くことが出来ない。なお、止むを得ず出席できない場合はその権限を部会長に委任することができる。次項においても同様とする。
- 6 部会総会の議決は、出席会員の過半数による。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、部会長とする。
- 3 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開くことが出来ない。
- 4 役員会の議決は、出席役員の過半数による。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、平成28年12月16日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、令和元年6月27日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、令和2年6月30日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、令和5年12月5日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この運営要綱は、令和6年6月11日から施行する。